○販売に係る高圧ガスの種類変更届（一般則、冷凍則）

根拠法令

・法第２０条の７　　一般則第４１条
　　冷凍則第２８条

適　　用

・販売する高圧ガスの種類を変更した場合
・種類の変更に該当しない変更（同一区分内のガスの種類の変更）

※高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について第２０条の７関係参照
「販売をする高圧ガスの種類を変更」に該当しない変更は次の（イ）から（ハ）までに掲げる同一区分内のガスの種類の変更とする。
（イ）冷凍設備内の高圧ガス
（ロ）液化石油ガス（炭素数３又は４の炭化水素を主成分とするものに限り（イ）を除く。）
（ハ）不活性ガス（（イ）を除く。）

必要書類（事業開始２０日前）

１．販売に係る高圧ガスの種類変更届書（一般則様式第２２、冷凍則様式１４）
２．届出手続きの権限を示す委任状（代表者以外の者が届出手続きを行う場合）